

公害防止管理者等の役割・任務及び地方自治体の事務

[公害防止に関する環境管理の在り方に関する報告書（19年3月）より作成]

1. 公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者の役割・任務

役職	定義(根拠規定)	組織上の役職	実務上期待される役割・任務
公害防止統括者	特定工場に係る公害防止に関する業務(公害防止施設の監視、維持、使用、測定、記録等)を統括管理する者。当該特定工場においてその事業実施を統括管理する者をもって充てなければならない。 (公害防止組織整備法第3条)	工場長	<ul style="list-style-type: none"> 工場における公害防止に関する環境管理方針の策定・浸透 環境管理部門内、生産管理部門、環境管理部門、危機管理担当部門間の役割・責任所在、報告連絡・指揮命令系統及び手順の明確化 工場内での排出等データ改ざんや隠蔽防止の仕組みの構築 公害防止管理者等の業務の指揮・監督 本社(経営層、環境管理部門)への報告、本社からの指示事項への対応 訓練等による公害防止体制の有効性の評価、改善の指示 環境維持・管理に必要な資源配分(人員、設備)の本社への提案、工場への適正投資 事故・緊急時における措置の統括指揮 工場の公害防止管理者等関係者への環境教育の実施等
公害防止主任管理者 (資格が要件)	特定工場が政令で定める要件に該当するものであるときは、法に規定する技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者。 (公害防止組織整備法第5条)	環境管理担当の部課長等	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止統括者業務の補佐 公害防止管理者の指揮、統括 地方自治体とのコミュニケーションの実施等
公害防止管理者 (資格が要件)	特定工場において法に掲げる業務を管理する者。政令で定めるばい煙発生施設又は汚水等排出施設の区分ごとに、それぞれ公害防止管理者を選任しなければならない。 (公害防止組織整備法第4条)	環境管理担当の課長、補佐等	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止設備等の点検方法、排出等データの測定、記録、監視、評価、報告、保管方法の策定 公害防止設備等の状況及び排出等データの評価、公害防止統括者等への報告 公害防止設備等及び排出等データの異常発生時における応急措置の実施(生産管理部門等への指示等)、公害防止統括者等への報告 地方自治体とのコミュニケーション(立入検査への立会い、報告等) 訓練等による公害防止体制の有効性の確認、公害防止体制・手順の見直し 公害防止に関わる従業員等への環境教育の実施等

公害防止統括者の義務等 (法第9条)

- ・ 公害防止統括者等は、その職務を誠実にこななければならない。
- ・ 特定工場の従業員は、公害防止統括者等がその職務を行なううえで必要であると認めてする指示に従わなければならない。

2. 公害防止組織整備法に規定する地方自治体の事務

公害防止統括者等の選任等に係る届出の受理

- ・ 特定事業者は、公害防止統括者等を選任したときは、その日から 30 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない(法第 3 条～第 6 条)。
- ・ 上記届出をした特定事業者の地位を継承した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない(法第 6 条の 2)。

公害防止統括者等に係る報告徴収及び立入検査

- ・ 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、公害防止統括者等の職務の実施状況の報告を求め、又はその職員に、特定工場に立ち入り、書類その他の物件を検査させることができる(法第 11 条)。

公害防止統括者等の解任命令

- ・ 都道府県知事は、公害防止統括者等がこの法律又は公害関連法令^{*1}の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者等の解任を命ずることができる(法第 10 条)。

*1 この法律又は公害関連法令：

公害防止組織整備法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、湖沼水質保全特別措置法、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法、鉱山保安法、ガス事業法、電気事業法

地方自治体の指導等

- ・ 国及び地方自治体は、公害防止管理者又は公害防止主任管理者として必要な知識及び技能を習得させるため必要な指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする(法第 12 条)。